

石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故  
検証報告書

令和7年3月

石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会

## 【 目 次 】

はじめに .....	1
1. 重大事故検証委員会について .....	2
1. 検証の目的	
2. 検証方法	
2. 事故の概要等について .....	2
1. 本件事故の概要	
2. 本児の情報	
3. 当該放課後児童クラブの事故当日の動き	
4. 施設の詳細及び位置関係について	
5. 市及び小学校の事故当日の動き	
3. 事故発生日以降の動きについて .....	10
1. 当該放課後児童クラブの事故発生日以降の動き	
2. 市及び小学校の事故発生日以降の動き	
4. クラブにおける本児の支援及びおやつ等の管理について .....	12
5. 市の概要及び組織等について .....	13
1. 市の概要	
2. 放課後児童クラブ数	
3. 市の組織及び放課後児童クラブ担当部署の概要	
6. 当該放課後児童クラブについて .....	16
7. 課題と分析 .....	17
1. 本件事故の発生要因	
2. クラブ運営における問題点及び課題	
8. 事故の再発防止に向けた提言 .....	19
資 料 .....	22
1. 石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会委員名簿	
2. 石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会設置要綱	

## はじめに

令和6年4月22日(月)に石垣市内小学校利用可能教室で放課後児童健全育成事業を実施している放課後児童クラブにて、児童がおやつを喉に詰まらせて窒息する重大事故が発生した。

このような事故の重大性を鑑みて、設置された外部委員で構成する「石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会」による再発防止に向けた検証結果をまとめた。

本検証委員会では、医師、弁護士、放課後児童クラブの知見のある専門家、教育や保育の関係者、学識経験者の立場から詳細な検証を行い、安全・安心に向けた情報共有の重要性を確認し、再発防止策として4つの提言をまとめた。

本報告書が放課後児童クラブにおける事故の再発防止を防ぎ、安全・安心が確保された子どもたちの放課後の居場所の実現に繋がっていくことを、委員一同、心から願うものである。

令和7年3月

石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会  
委員長 浦崎 武

## 1. 重大事故検証委員会について

### 1. 検証の目的

令和6年4月22日(月)に市内小学校利用可能教室で放課後児童健全育成事業を実施している放課後児童クラブにて、児童がおやつを喉に詰まらせて窒息する重大事故が発生した。

本件事故の重大性を鑑みて、石垣市は外部の委員で構成する石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会を設置した。

本委員会は、国からの通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について(令和6年3月22日こ成安第37号)」に基づき、事実関係の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、検討において特定のクラブや個人の処罰、責任追及を目的とするものではない。

### 2. 検証方法

本件事故の検証においては、以下の方法により検討を行うものとする。

- (1) 事故のあった放課後児童クラブを運営する法人が提出した事故報告書及び市の聞き取り調査等により作成された資料等に基づく検討
- (2) 関係者へのヒアリング
- (3) 関連法令、文献等各種資料による検討

## 2. 事故の概要等について

### 1. 本件事故の概要

令和6年4月22日(月)午後3時40分頃、市内小学校利用可能教室において実施している放課後児童クラブでのおやつ時間に事故発生。

本児は嚥下機能が弱いため、専用のおやつ(ヨーグルト)が用意されていたが、他の児童が食べるおやつであるマシュマロを手に取り舂めていたところ、喉に詰まらせて窒息した。支援員が救急要請し、小学校の養護教諭が心肺蘇生法を実施。室内にあった掃除機を使用してマシュマロは除去できたが、意識不明のまま病院に救急搬送された。

当日は天候不良によりヘリによる沖縄本島への搬送ができず、翌日の夕方頃に本島医療施設へ搬送された。

その後意識が戻り、令和6年5月27日に石垣市内の病院に転院、同年7月に退院しているが、入院中に気管切開を行っているため、医療的ケアが必要である。

## 2. 本児の情報

- ・小学校4年生(男児)
- ・嚥下機能が弱いため、胃ろうがある。学校給食においては胃ろうの使用は無く、昨年度までは流動食を実施していたが、今年度からは母親が持たせる刻み食へ移行していた。
- ・はっきりとした言葉を発することは難しいが、文字を書くなどして自己主張を行うことができていた。また、校庭を走り回ったり、うんてい遊びをしたりと活発的だった。
- ・今年度からクラブのおやつ代が昨年度の500円から1,000円に値上がりしたことにより、これまでは専用おやつ(ヨーグルト等)のみの提供だったところを、4月からは他の児童に提供されるおやつを持ち帰ることを保護者との話し合いで決めていた。

## 3. 当該放課後児童クラブの事故当日の動き

時間	内容
15:35頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・本児がクラブを実施している小学校内の教室へ登所し、そばにいる障害児加配担当職員の膝に乗るなどしていた。</li><li>・職員配置は、支援員2名、障害児加配担当職員1名の計3名。</li><li>・児童数は、本児を含めて16名(その日登所した児童は17名であったが、1名はすでに帰宅していた)。</li><li>・通常、本児には専用おやつ(ヨーグルト等)が準備されるため、他の児童のおやつは袋に入れて持ち帰ることになっているが、この日は他の児童がおよつちの配膳を行ったため、本児を含めた人数分が用意され、テーブルに配られた。(マシュマロ、せんべい、ソフトキャンディ、ラングドシヤ)</li></ul>
15:40頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・本児の前には専用のおやつであるヨーグルトが準備されていたが、それをどけ、マシュマロの入った皿を引き寄せた。</li><li>・右隣にいる加配担当職員が「食べるのはヨーグルト、皿のおやつは持ち帰りのビニール袋に入れて」と注意をしたが、本児がマシュマロを手に取り、舐め始めたため、担当職員は「手で持って舐めるだけ」と注意をした。</li><li>・本児の左隣にいた児童が「なぜ飲み込めないの?」と担当職員に質問。</li><li>・本児がマシュマロを口の中に入れた。</li><li>・担当職員が飲み込まずに出すように注意をした。</li><li>・本児が突然マシュマロを飲み込み、喉に詰まらせた様子でむせ込んだが出すことができない。</li><li>・担当職員が「喉に詰まった」と大声を上げた。</li></ul>
15:42頃～	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当職員が背中を叩いて除去を試みた。</li></ul>

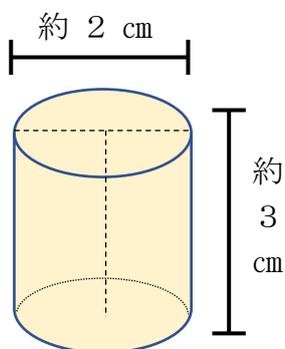
時 間	内 容
15:42 頃～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員 B が職員室で職員会議中であった小学校職員へ状況を伝えるに行った。</li> <li>・支援員 A が本児を逆さまにして持ち上げ、除去を試みた。</li> <li>・支援員 A が 119 番通報、指令センターより電話口で「背部叩打法で除去できなければ心臓マッサージをしてください」との指示があり、心臓マッサージを開始した。</li> <li>・支援員 B が AED を持って教室へ戻り、一緒に駆け付けた養護教諭が心臓マッサージを支援員 A より引き継いで行った。その後は本児の担任教諭と交代しつつ続けた。</li> <li>・他の教職員たちがその場にいる子どもたちを別の教室に移動させた。</li> <li>・AED の解析の結果「電気ショックは不要です」と音声案内が流れた。</li> <li>・指令センターの指示により、AED をセットしたまま心臓マッサージと人工呼吸を養護教諭と担任教諭で行った。</li> <li>・電話口で指令センターより「掃除機を試みても」「吸引器はないですか」との言葉があり、支援員 A が教室内にあった掃除機を本児の横に運んだ。</li> <li>・支援員 B が掃除機にセットされていたノズルを外して細いサッシノズルに付け替え、本児の口内に挿入した。</li> <li>・マシュマロが見え、「見えた見えた」という声を聞いた指令センターより「取ってください」との指示があり、養護教諭が摘み取り除去した。</li> <li>・引き続き心臓マッサージを続けた。</li> </ul>
15:49 頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員 B が本児の父親の携帯に連絡したが繋がらなかった。</li> </ul>
15:50 頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員 B が本児の母親の携帯に連絡したところ繋がったため状況を説明した。</li> </ul>
15:53 頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児の父親が駆け付け、持参した吸引器で吸引作業を開始した。その際、マシュマロはすでに取りれていたが、支援員は、まだ何か入っているかもしれないと考え、そのことを父親に伝えることができなかった。</li> </ul>
15:55 頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊が到着し、救命処置を行った。</li> </ul>
16:00 頃～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車で病院へ搬送するため学校を出発。本児の父親と支援員 B が同乗した。</li> <li>・搬送中の車内では、救急隊員による心臓マッサージが行われた。</li> </ul>

時間	内容
16:00 頃～	<ul style="list-style-type: none"> <li>•学校に残った支援員 A は、近所に住む非番の職員2名に応援を頼み、別の教室に残っている他の児童の預かりを行った。</li> <li>•障害児加配担当職員は、校長先生の指示に従い、状況説明を校長室にて実施した。</li> </ul>

(1) マシュマロのサイズ及び写真

スーパーで購入した一般的なマシュマロ。

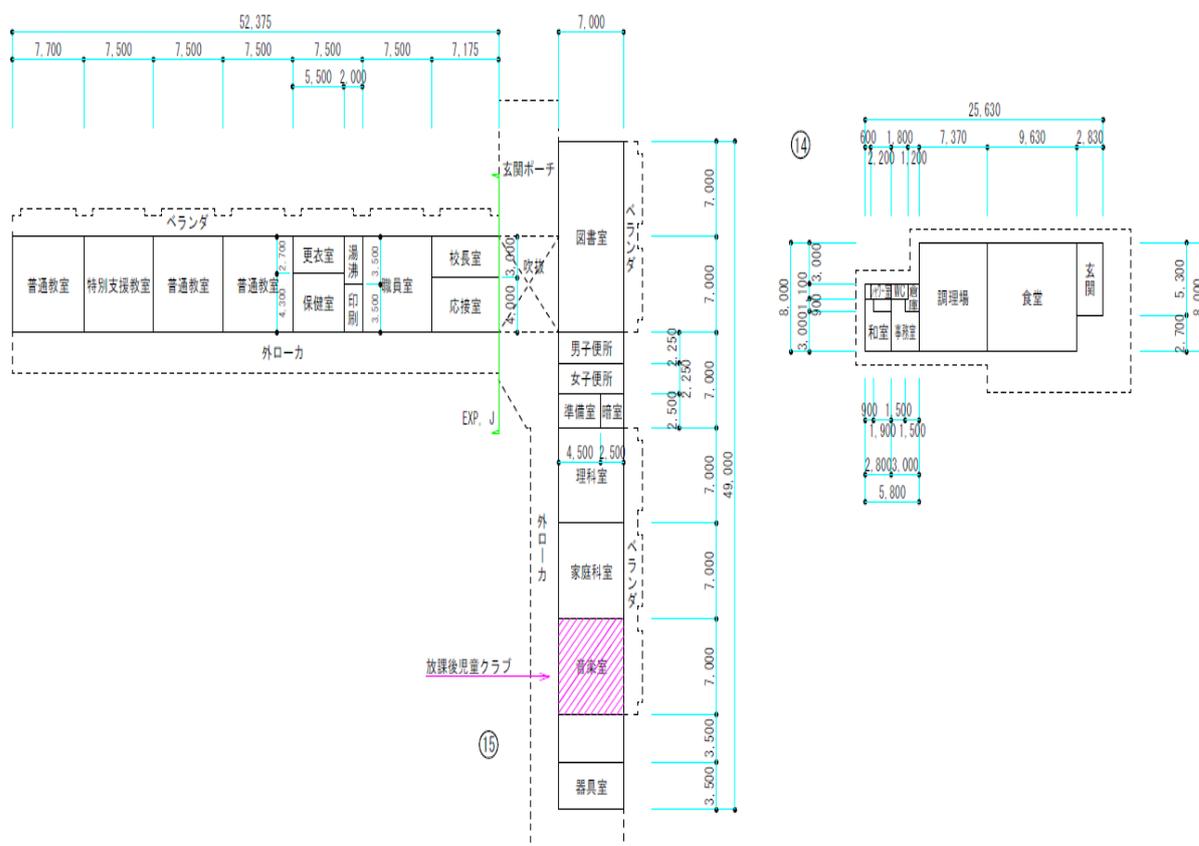
以前、お楽しみ会でココアにマシュマロを入れて食べたことがあり、本児以外の子どもたちのおやつとしては定番となっていた。



写真(原寸大)



#### 4. 施設の詳細及び位置関係について





【教室(クラブ実施場所)外観】  
職員室側からの視点。



【室内】  
おやつ時はテーブルを写真のように配置していた。



【室内】  
事故発生時の配置。  
本児の前にもマシュマロが入った皿が配られていた。本児がそれを手に取って舐めていた際、担当職員が本児に注意する言葉を聞いた左隣りにいた児童が「なぜ飲み込めないの？」と職員に質問。  
その直後、本児がマシュマロを口の中に入れ、飲み込んだ。



【室内】

室内の隅にあった掃除機のノズルをサッシノズルに付け替えて口内に入れ、マシユマロを手で届くところまで吸い上げた。



5. 市及び小学校の事故当日の動き

時 間	内 容	
	市子育て支援課	小学校
15:42 頃～		職員会議中にクラブの職員より一報があり、父親へ連絡し、吸引器を持って来るよう要請。クラブ実施教室へ行き養護教諭と担任で本児に心臓マッサージと人工呼吸を実施した。他の職員でクラブの他の児童を別教室へ移動させた。
16:10 頃		救急車による搬送と同時に、養護教諭と担任も車で病院へ向かった。
16:15 頃		教頭が教育委員会へ連絡した。
16:18 頃	小学校校長より事故の連絡を受けた。	校長が子育て支援課へ連絡した。
16:29 頃	詳細を確認するためクラブの代表者の携帯へ電話をしたが、呼び出し音は鳴るが不通であった。	

時 間	内 容	
	市子育て支援課	小学校
16:30 頃		緊急職員会を実施し、今後の動きを確認した。
16:36 頃	クラブの連絡先へ電話をしたが、呼び出し音は鳴るが不通であった。	
16:39 頃	クラブの代表者より着信。 「市内病院へ搬送されて処置中。自力で呼吸はできているが意識はない。」	
17:20 頃		病院にいる職員より連絡。 「心臓は動いており、自発呼吸もできるようになっている。」
17:40 頃		病院にいる職員より連絡。 「今日中にヘリで沖縄本島の病院に搬送予定だったが、天候不良で不可とのこと。」
17:44 頃	校長より現状について連絡を受けた。	校長より子育て支援課へ現状の報告。
17:50 頃		クラブの障害児加配担当職員より聞き取りを実施。
18:10 頃		沖縄県教育庁八重山教育事務所へ連絡。報告と併せてスクールカウンセラーの要請を行った。
18:42 頃	・クラブの代表者へ連絡。 「先ほど病院を出て小学校へ向かっているところ。病院から家族以外は帰るよう指示があった。今日は集中	

時 間	内 容	
	市子育て支援課	小学校
	<p>治療室で様子を見て、明日以降へリで沖縄本島へ搬送すると聞いている。事故の際は AED パッドは貼ったが電気ショックはしていない。マシュマロは掃除機を使って救急車到着前に取れた。その後父親が来て吸引器を使って処置をしていたが、まだ何か残っているかもしれないと考えたため、「異物は取れた」と言えなかった。取り出したマシュマロはビニール袋に入れて保管している。」</p> <p>・市長へ電話で報告を行った。</p>	
20:25 頃	<p>クラブの代表者へ連絡。 「当該児童は時々おやつを味見したいと言っていた。今日は別の子が「飲めないの？食べられないの？」と声をかけており、飲み込んでしまった。普段はおやつにヨーグルトを提供しているが、おやつ代を支払っているため他の子に配るおやつは袋に入れて持ち帰ることとなっていた。」</p>	

### 3. 事故発生日以降の動きについて

#### 1. 当該放課後児童クラブの事故発生日以降の動き

月 日	内 容
4 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの様子に配慮しながら開所した。</li> <li>・学校と連携し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを希望する子には面談を案内した。</li> <li>・市に事故報告書を提出した。</li> </ul>

月 日	内 容
4月25日	・市の立ち入り調査及び聞き取り調査が実施された。
4月26日	・定例のPTA総会において学校保護者に向けて事故報告を行った。

## 2. 市及び小学校の事故発生日以降の動き

月 日	内 容	
	市子育て支援課	小学校
4月23日	・消費者庁及び県子育て支援課へ事故報告(第1報)を行った。	・派遣されたスクールカウンセラーによる面談を児童や職員へ呼びかけ実施した。(希望児童5人) ・クラブ実施場所について、児童の心理面を考慮して4/23～4/25まで別の教室の貸し出しを許可した。
4月25日	・当該放課後児童クラブへ立ち入り調査を実施した。	・市の立ち入り調査に立ち会った。
4月26日	・PTA総会に立ち会った。	・定例のPTA総会にて保護者へ事故発生の報告を行った。
5月1日		・スクールカウンセラーによる2回目のケアを実施した。(希望児童4人)
5月2日	・市ホームページにて事故の公表を行った。 ・市内放課後児童クラブ宛てに注意喚起及び救急法講習会実施の案内文を発出した。 (令和6年5月21日、6月4日に市消防の協力を得て救急法講習会を実施した。)	

月 日	内 容	
	市子育て支援課	小学校
6月18日	・消費者庁及び県子育て支援課へ 事故報告(第2報)を行った。	

#### 4. クラブにおける本児の支援及びおやつ等の管理について

(クラブ職員の聞き取りによる)

- ①本児が登所する際は担当職員が加配として付いていた。加配担当職員は複数いるため、本児用の支援ノートを作成し、担当した職員が日々の様子を記入することでお互いに本児に関する情報の共有を行っていた。
- ②本児は嚥下機能が弱いため、おやつはヨーグルトかプリンと決まっていた。クラブ入所当初は母親が補助員としてクラブで勤務しており、母親が本児に様々なものを舐めさせる体験をさせているのを見て、他の職員はそれを本児に対する支援方法として受け取っていた。担当職員は、日頃から本児の担任教諭と頻繁にコミュニケーションを取りながら対応していたため、情報共有は出来ているという認識であった。また、保護者や教育委員会、学校関係者で構成される「医療的ケア学校安全委員会」が学校で開催されていることを知った際に、クラブも参加させてもらえるように要望し、そこで本児の状況について情報交換ができるようになった。当該委員会での医師からの意見書によりヨーグルトやプリンは安全に摂食できることを確認し、おやつを提供していた。
- ③令和6年4月よりおやつ代を一律で500円から1,000円に値上げを行ったが、その際に、本児については他の子に提供するおやつをビニール袋に入れて持ち帰ることとなった。そのため事故当日についても配られたおやつをビニール袋に入れるよう声掛けをしたが、結果的に本児が他の子のおやつを手にとることができる状況となっていた。
- ④これまでは職員がおやつを準備をしていたが、令和6年4月より、おやつの時間までに宿題等を終わらせた場合はお菓子を自由に選んでいいという決まりとしていた。本児は通常、他の子のおやつの時間にはいないことが多かったが、事故発生当日は本児も登所しており、一緒に時間を過ごすこととなった。そして、おやつを選んだ子どもが自主的に配膳したことで本児の前にもおやつの入った皿が置かれるという状況になった。
- ⑤これまでも他の子のおやつを舐めさせたことがあり、その際は舐めたおやつをビニール袋に入れて迎えに来た母親に渡し、報告していたという認識であった。本児はせんべいなどのお菓子

を手に持って舐めた後は職員に返していたため、今回も返してくれるという過信があった。口に入れるということはまさかしないだろう、と危機管理意識が低下していた。

## 5. 市の概要及び組織等について

### 1. 市の概要

- (1) 人口 : 49,801 人 ※令和6年4月末現在
- (2) 小学校数 : 19 校 ※令和6年5月1日現在
- (3) 児童数 : 3,217 人

### 2. 放課後児童クラブ数 ※令和6年5月1日現在

- (1) 公設民営 2か所
- (2) 民設民営 21か所(当該クラブ含む) 計 23か所

放課後児童クラブとは、放課後児童健全育成事業を実施するものであり、放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項において「(抜粋)小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と規定されている。

市においては、公立小学校の利用可能教室と学校敷地内専用施設での運営を委託している公設民営の放課後児童クラブと、児童福祉法第34条の8第2項に基づき民間事業者が開所届を市に提出して運営している民設民営の放課後児童クラブがあり、民設民営の放課後児童クラブには、石垣市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成17年3月31日告示第40号の2)に基づき、事業に要する経費の一部を補助金交付している。

市内の民設民営の放課後児童クラブ21か所のうち、小学校敷地内における実施は5か所(当該クラブ含む)、残り16か所は民家や空き店舗等を利用して運営を行っている。

#### ○児童福祉法(抄)

昭和22年12月12日 法律第164号

第34条の8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

○石垣市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（抄）

平成17年3月31日告示第40—2号

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場を与えている市内の放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)への補助金の交付に関し、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象）

第2条 補助金は、次に掲げる要件を満たす児童クラブであって、「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知)に規定する事業を実施するものに当該事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で交付する。

- (1) 政治上、宗教上の組織に属していないこと。
- (2) 営利を目的とした活動を行っていないこと。
- (3) 昼間保護者がいない小学校1年生から小学校6年生までの児童を1人以上受け入れていること。
- (4) 児童は、市内に住所を有し、かつ、傷害保険に加入していること。
- (5) 開設日数が年間250日を超えていること。
- (6) 原則として、小学校の休業日以外の日は1日3時間以上、小学校の休業日は8時間以上開設していること。
- (7) 児童の指導に当たる指導員が2人以上配置されていること。ただし、児童が20人未満の児童クラブについてはこの限りではない。
- (8) 児童の指導に当たる指導員のうち1人以上は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有すること。
- (9) 児童クラブの運営に係る委員会を設置していること。

### 3. 市の組織及び放課後児童クラブ担当部署の概要

市では、福祉部こども未来局子育て支援課において放課後児童健全育成事業に関する業務を所管している。

#### (1) 組織概要

子育て支援課は、令和6年4月1日現在、課長を含めて3係(28名)及び保育所2所、認定こども園5園、幼稚園7園で構成されており、放課後児童健全育成事業については政策係において業務を行っている。

なお、放課後児童健全育成事業に関することは、政策係の主事1名、会計年度任用職員1名の計2名で担当している。

係名	職名	人数	分掌事務
	課長	1	課内総括
支援係	係長	1	・教育・保育施設の入所に関する事。
	主任	4	・施設型給付・委託費に関する事。
	主事	1	・無償化施設等利用給付に関する事。
	会計年度任用職員	3	・補助金に関する事。等
幼保連携係	係長	1	・公立施設の整備・維持管理に関する事。
	主任	1	・公立保育施設の運営・研修に関する事。
	主事	1	・発達支援児保育に関する事。
	指導主事	1	・栄養士業務・調理補助(代替)
	主査	1	・代替教諭
	再任用職員	2	・幼小接続アドバイザー 等
	会計年度任用職員	4	
政策係	係長	1	・保育士確保に関する事。
	副主幹	1	・私立教育・保育施設補助金に関する事。
	主任	2	・認可外保育施設に関する事。
	主事	2	・地域型保育施設の指導監査に関する事。
	会計年度任用職員	1	・私立保育施設の整備に関する事。 ・ファミリーサポートセンターに関する事。 ・放課後児童健全育成事業に関する事。等

## 6. 当該放課後児童クラブについて

当該放課後児童クラブは、平成 27 年から開設・運営がされている。

### ①設置場所

#### 【小学校内利用可能教室】

放課後の教室使用については、学校施設を所管する石垣市教育委員会、小学校及び運営事業者の三者で「石垣市立小学校放課後使用可能教室等活用指針に係る学校施設の使用に関する協定書」を毎年度締結している。

### ②職員数

(計 11 名)

放課後児童支援員			補助員		
常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
1	2	3	0	8	8

### ③児童数

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
1	9	2	5	3	1	21

※小学校 2 校から受け入れ

(資料/「令和6年度放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

### ④利用料等

保育料(月額) 1,000 円、おやつ代(月額) 1,000 円と設定している。なお、おやつ代については、昨年度 500 円だったところ、昨今の物価高騰を原因として今年度より 1,000 円へ値上げをしていた。

### ⑤研修等の実施状況

放課後児童支援員及び補助員の質の向上を図るために毎年市主催で実施している「放課後児童支援員等資質向上研修」を受講していた。事故当日配置されていた本児の加配担当職員は、令和 4 年度及び令和 5 年度の研修において、共通コース 7 科目に加え、障がい児加配分野から下記科目を受講していた。

## 【障がい児加配分野】

科目名	内 容
障がい児支援に関する施策と制度	障がい児支援に係る施策や制度等の基礎知識について
発達障害の特徴と支援に関する留意点	発達障害の特徴および支援の際の留意点について
家庭支援と関係機関との連携	障がい児支援の環境整備と保護者支援について
障がい児支援の現場から①【作業療法士】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業療法士の仕事と役割</li> <li>・作業療法士の業務と支援内容</li> <li>・子ども理解と働きかけの基本的な視点</li> </ul>
障がい児支援の現場から②【公認心理師】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認心理師の仕事と役割</li> <li>・巡回支援を行う際に現場に求めること</li> <li>・子ども理解と働きかけの基本的な視点</li> </ul>
「PEERS」友達作りの SST【入門編】	「PEERS」友達作りのソーシャルスキル、子ども・保護者支援について

## 7. 課題と分析

本件事故の概要等により、本委員会では事故の発生要因を次のように考察し、クラブ運営等についての問題点及び課題を抽出した。

### 1. 本件事故の発生要因

本児は嚥下機能が弱いため、クラブで提供するおやつについてはヨーグルトやプリンと決められており、クラブ職員はヒアリング時においてもその認識であったと発言している。しかし、保護者とクラブとの間で、摂食するものについての公式な協議は行われておらず、具体的な情報共有はなされていなかった。そのような状況の中、嚥下に障がいのある児童にとって危険な食べ物であるマシュマロが本児以外の児童におやつとして日頃から提供されており、それを本児が手に取ることのできる環境があった。また、クラブは事故防止・事故対応マニュアルを作成しているが、当該マニュアルにおいても「窒息や誤嚥のおそれのある食品は提供しない」としながらも、特に支援が必要な本児が、他の児童のおやつであるせんべい等を舐めるという行為が行われていた。本児にとってリスクの高い食品の取扱いについて、職員間でも認識に相違があり、その対応に差が生じていた。

以上のことから、本児に与えるおやつの提供方法や危険性についての情報共有不足、また、クラブにおいて危機管理についての共通理解がなされていなかったことなどの様々な要因が重なり、今回の事故発生に繋がったと考えられる。

## 2. クラブ運営における問題点及び課題

### (1) 保護者との情報共有について

本来は本児が入所する際に実施すべきであった保護者からの詳細な聞き取りやリスク等に関する具体的な協議が行われておらず、母親が当該クラブの補助員として勤務していた際の本児への接し方を見て支援方法としていた。クラブ職員は、ヒアリング時においても「本児の保護者が他の子と同じおやつを舐めさせているのを見たことがある」と話しており、また、日頃からおやつを舐めさせた際は保護者に報告していたという認識であったため、対応として問題ないという考え方であった。しかし保護者に対して、舐めさせてはいけないおやつについての確認等は公式な場で行っていなかった。また、母親がクラブでの勤務を終了する際にも改めて本児に対する支援について確認を行う場を正式に持つべきであったが、その協議も行われていなかった。

嚥下に障がいがあり、特に支援が必要な本児を預かるにあたって把握すべきであったクラブでの支援における注意事項や禁止事項、配慮すべき点について、直接保護者と情報共有を行う公式な協議の場をクラブとして設けていなかった。

### (2) 食品(おやつ)提供時の対応について

当該クラブでは、本件事故発生前にもマシュマロなどの嚥下に障がいのある本児にとって危険な食べ物が他の児童のおやつとして提供されることがあった。本児はおやつの時間に行かないことが多かったが、今回のように本児が他の子と一緒におやつの時間を過ごす際の対応については、支援員間において話し合いがなされていなかった。

また、おやつの提供についてはこれまで職員が準備をしていたが、今年度からは子どもたちの自主性を高めるためにおやつの選択から配膳までを任せていたため、事故当日は本児の分のおやつも配られることとなった。これまでも加配担当職員のそばでヨーグルトやプリン以外のおやつを本児が手に取って舐めることがあったが、従前は本児は舐めたおやつを職員に返していたため、事故発生時においてもマシュマロを舐めている本児のそばで職員が見守っているから大丈夫だろうと思っていた。しかし一方では、本児がおやつを舐める行為を見て怖いと不安を感じていた職員が一部いることが事故後の聞き取りで確認されるなど、職員間においてその認識や対応にばらつきがあり、また、学校が開催している医療的ケア学校安全委員会にクラブの職員も参加していたが、医師の指示が「ヨーグルトやプリンなどは安全に摂食できる」となっていることを確認しながらも、それ以外のおやつを舐めさせるという行為について、クラブにおいて具体的な協議がなされていなかった。

### (3) 事故防止・事故対応マニュアルの周知徹底について

当該クラブでは「事故防止・事故対応マニュアル」を作成し、常置しているものの、その内容について研修等が行われておらず、全職員が確実に目を通すという機会を持っていなかった。マニュアルには「窒息・誤嚥への対応」の項目で「食事・おやつとして、窒息・誤嚥のおそれの

ある食品を提供しない。」と記載しているが、その内容についての情報共有がなされておらず、本児にとって窒息や誤嚥の危険性が高いおやつを手を持って舐める行為が行われていたがその行為を止める職員もいなかった。マニュアルに沿って安全な流動食(ヨーグルトやプリン)しか与えてはいけないという共通認識を支援員間で持っていたとしながらも、実際にはその認識に反した対応となっており、作成したマニュアルについてクラブ職員全員が認識を共有し、支援に繋げるために話し合う機会を設けていなかった。

#### (4) 特別な配慮が必要な子を受け入れるクラブに対する市の支援について

市においては、市内民間放課後児童クラブの障がい児数の把握を行い、クラブからの月次報告により、日々の障害児加配担当職員の配置状況の確認を毎月行っていたが、その障がい児に対する支援についてはクラブに一任している状況であり、受け入れにあたっての支援が不足していた。クラブが障がい児を受け入れる際には、どのような支援を行えばよいかの詳細な情報収集が重要であるが、多くのクラブにおいて、その詳細な情報を保護者や学校等から取得する仕組みが確立されていない現状であるため、行政は各クラブの実態を把握し、情報収集に関する支援や安全な運営を行うためのさらなる指導が必要であった。

## 8. 事故の再発防止に向けた提言

検証委員会においてそれぞれの専門的見地から検証を実施した結果、本件事故は、職員間において本児に対するおやつの提供に関して情報共有が不足していたこと、そのため危険性の認識が不十分となっていたことなど、様々な要因が重なって発生したものであると考えられ、背景にあった支援における課題が浮き彫りとなった。

これを受け、全ての放課後児童クラブの安全管理及び危機管理意識を高め、この先も子どもたちの放課後の安全安心な居場所であり続けることを願い、本件事故の再発防止を目的として以下の提言を行う。

### 提言1 児童の安全な育成支援のための情報収集

- ・ 放課後児童クラブは、児童の安全を十分に確保するためには預かりにあたって必要となる情報の把握が重要である。しかし、民間放課後児童クラブでは入所時に児童に関する情報を収集する方法が統一されていないことから、市が設置している公設民営児童クラブで使用する児童調査票を参考にするなどして、入所児童に関する情報収集の仕組みを構築し、安全な運営の実現に取り組むよう努めなければならない。保護者から提出いただいた児童調査票を基に、特別な配慮が必要と思われる児童を受け入れる際は保護者ヒアリングを実施し、家庭での状況等も併せて把握すること。
- また、児童の実態や状況に応じて、保護者と学校関係者を含めた三者での情報交換の場を設け、入所時のみならず、定期的に協議を行うなど、安全な保育を実施するために必要な情

報を確実に収集すること。

- ・ 児童に関する会議については、その内容を記録して保存し、全職員に周知する仕組みを確立させて支援員間で定期的に協議を行うなど、児童に対する支援についての認識に差が生じることのないよう、徹底した情報共有を図ること。
- ・ 児童入所後においても、日頃から保護者との信頼関係を築き、支援において必要な情報交換を行い相互の連携を図ること。

### **提言2 職員の安全管理及び危機管理意識の向上**

- ・ 放課後児童クラブは、クラブで定めている事故防止・事故対応に関するマニュアルの内容がクラブの状況に即した内容になっているかを定期的に見直し、その内容を職員一人一人が理解したうえで運営を行う必要がある。支援内容の認識に職員間で相違が生じないよう、クラブ内で協議し、確実に共有するよう取り組むこと。
- ・ 事故時の救命に対応するため、窒息や誤嚥、アナフィラキシー等様々なケースの重大事故を想定した実践的な訓練の実施や、子どもの救命に関する研修を定期的受講するなどしてその技能を身につけ、全ての職員が緊急時において迅速に対応できるようにしておくこと。また、AEDの確保については、クラブの設置場所が学校等施設に隣接していないなどの場合は、全ての職員が近隣の設置場所を把握する、若しくはリース等により確保するなどを検討し、万が一の事故における救命体制を確認し、その強化を図ること。

### **提言3 育成支援の質の向上に向けた組織的取り組みの強化**

- ・ 施設長は、安全・安心な育成支援実現のため、そのリーダーシップを発揮して職員の指導及び育成に積極的に取り組み、事故防止を含めた環境整備や職員の資質を適宜確認しなければならない。そのため、支援に関する研修や緊急時を想定した訓練を職員全員が毎年受講できるようその機会の確保に努めるとともに、職員とのコミュニケーションを充実させ、勤務における不安感や意見などを職員が伝えやすい関係性を築くなど、情報交換をしやすい環境づくりに努めること。
- ・ 日頃からヒヤリハットに関して職員間で共有し、その改善策等について話し合う場を設けるなど、日常において危機管理意識を持った支援を実践・継続できるような仕組みを構築すること。

### **提言4 安全安心な運営のための市の支援強化**

- ・ 市は、クラブが安全に事業を実施するための支援を充実させ、併せてその体制を把握し、適切に運営が行われているかを確認する必要がある。そのため、児童入所時に使用する児童

調査票を市において作成し、民間放課後児童クラブに提供してその活用を促進し、確実な情報収集を行うよう指導すること。また、特別な支援が必要な児童を受け入れるクラブについては聞き取りを行うなどして、クラブが安全な運営を実施できるよう援助を行うこと。

- ・ 救命救急の講習会を市主催により今後も継続して実施し、その内容については、市内放課後児童クラブに在籍する児童の障がいに焦点を当てたものとなるよう調整を行い、開催にあたってはクラブ職員全員が確実に受講できるような仕組みにより実施するよう努めること。
- ・ 障がい児が入所しているクラブに対して実施している加配担当職員の配置確認は引き続き実施し、適切な職員体制で安全に支援を行うよう指導すること。また、安全な運営が図られているかを確認して質の向上を図るため、市内放課後児童クラブに対して指導監査を実施するよう努めること。
- ・ 児童が在籍する学校に対して、クラブとの情報共有についての協力を依頼するなど、関係機関と連携した支援実現のための取り組みを行うこと。

## 資料

### 1. 石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会 委員名簿

No.	氏名	所属・役職 等
1	浦崎 武	琉球大学大学院 教育学研究科 教授
2	上原 健二	NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター 理事長
3	久貝 克弘	共知総合法律事務所 弁護士
4	仲程 桂子	沖縄南部療育医療センター 医療型児童発達支援センター「わかたけ」 班長
5	吉本 栄司	よしもとこどもクリニック 医師

(No.1 委員長、No.2 副委員長、以降五十音順)

## 2. 石垣市民間放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 令和6年4月22日に市内民間放課後児童クラブで発生した重大事故(以下「当該事故」という。)について、事実関係の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、石垣市放課後児童クラブにおける重大事故検証委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 当該事故の経緯に関すること。
- (2) 当該事故の発生原因及び再発防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 委員会は、前項の調査審議を行ったときは、その報告書を作成し、市長へ報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、事故の検証及び再発防止に知見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第2項の規定による報告書の提出の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- 6 委員の謝礼金として、会議出席1日当たり3,500円を支給する。
- 7 費用弁償については、石垣市職員の旅費に関する条例(昭和57年石垣市条例第18号)による2等級職員の旅費に相当する額に準じて支給する。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、福祉部こども未来局子育て支援課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第2条第2項の規定による報告書の提出の日に、その効力を失う。